

都心部における常設子育てサロン運営業務  
公募型企画競争提案説明書

1 業務名

都心部における常設子育てサロン運営業務

2 業務の概要

(1) 業務の目的

子育てサロンとは、就学前の子ども（主に0歳～3歳）を持つ親子が自由に集える場所であり、子育て親子の交流の場の提供とその促進、子育て相談や講座の開催、子育て関連情報の提供等を行っている。現在、札幌市内には約300の子育てサロンがあるが、市内広域を網羅し、また地域に根ざすという視点での設置を進めてきたところである。

その中で、都心部常設キッズサロンの特徴は、親子が買い物等で都心部を訪れた際に気軽に立ち寄ることができ、また、これまで子育てサロンを知らなかった親子にもサロンを体験してもらい、サロンの良さを知ってもらう契機となることを目的としているところである。

こうした観点を踏まえ、本事業は、都心部常設キッズサロンが多くの子育て親子にとって、より魅力ある空間となることを目指して実施するものである。

(2) 業務規模

23,968,000円以内

※委託料について消費税は非課税となる。

(3) 契約期間

令和6年4月1日(月曜日)～令和9年3月31日(水曜日)

※契約締結は令和6年2月下旬を予定

3 業務内容

業務の内容については、別紙（仕様書）のとおり。

4 参加資格

(1) 札幌市における令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種分類が「一般サービス業」に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定後の者はこの限りではない。

(4) 企画提案書の提出期限の時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成

14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止措置を受けていないこと。

- (5) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (6) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有し、法人格を有する者であること。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者またはそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

## 5 公募型企画競争への参加申込等

### (1) 日程

- ア 企画提案書の公募開始 令和6年1月15日(月曜日)
- イ 質問書の受付期限 令和6年1月24日(水曜日)15時00分必着
- ウ 企画提案書の提出期限 令和6年2月2日(金曜日)17時00分必着
- エ 一次審査(書類審査)の結果通知 令和6年2月8日(木曜日)  
※応募件数が少ない場合には1次審査を省略する場合がある。
- オ 二次審査(プレゼンテーション審査) 令和6年2月16日(金曜日)  
審査結果の通知発送予定 令和6年2月20日(火曜日)

### (2) 質問の受付

- ア 質問書(様式1)により、電子メールにて送付するものとする。件名を「都心部における常設子育てサロン運営業務(質問書)」とすること。なお、電話や来庁による質問は受け付けない。
- イ 回答は、原則として電子メールにより随時行う。また、質問書の受付期限の到達後、すべての質疑内容を、ホームページで公表する。(質問を行った法人名等は公表しない。)

### (3) 現地の見学

なお、本企画提案の参加に当たり、開設場所の見学を希望する場合には、1月19日(金曜日)までの期間とする。(事前に担当者に連絡の上、日時等調整を行う)

### (4) 提出書類

各書類はA4版・片面印刷とし、ア～ウを製本した「正本」を1部、イ～ウをゼムクリップで止めた「副本」を9部提出すること。

- ア 参加申込書(様式2)
- イ 企画提案書(自由様式。ただし、以下の項目は必ず入れること。)
  - (ア) 事業への理解等
    - ・子育て家庭を取り巻く現状
    - ・上記を踏まえた子育てサロンの必要性
    - ・事業の運営方針
  - (イ) 事業内容

- ・事業の内容、実施方法及び実施体制
- ・事業の独自性、工夫、目標
- ・広報の方法
- ・室内環境の整備の方針
- ・月1回以上のイベントや講習の実施について

(ウ) 事業の実績

- ・子育てサロン運営業務の実績

(エ) 運営組織の体制

- ・組織体制と人員配置、各担当業務

(オ) 施設の維持管理

- ・火災、盗難、破壊等のあらゆる事項の発生を防止する方策
- ・親子が安全に利用できる環境を整えるため、室内環境の整備の方針

ウ 業務費内訳書（自由様式。積算内容がわかるもの。）

下記の事項や積算根拠が分かるように記載すること

- (ア) 人件費（保険料などの法定福利費を含む）
- (イ) 諸経費（事業と関連性が認められない経費は計上不可）

※委託料について、消費税は非課税となる。

エ 団体概要

- ・直近1年間の団体の事業報告書
- ・収支予算書、収支決算書
- ・会報など活動内容がわかるもの
- ・事業者もしくは代表者の納税証明書

(5) 提案に当たっての留意点

ア 提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。（複数案の提案は認めない）

イ 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記述すること。

ウ 本市の仕様書に示す要求事項の記載が漏れていた場合、該当する評価項目を採点しない(0点)ので、注意すること。

エ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

(6) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送により提出すること。（電子メール不可）

イ 提出先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館 3階  
札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援推進担当課 担当：栗橋

## (7) その他の留意事項

- ア 書類等の作成及び提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更および追加は原則として認めない。
- ウ 書類等に虚偽があった場合は失格とする。
- エ 提出のあった申込書類等は返却しない。
- オ 申込書類等の著作権は申込者に帰属するが、委託者が本件の選定の公表等に必要となった場合は、無償で使用できるものとする。
- カ 申込書類等は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- キ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

## 6 委員会による審査

### (1) 審査方法

ア 本業務の審査は、本市が設置する実施委員会が、企画競争参加者の提案内容の審査を実施し、合計得点の最も高かった者を契約の契約候補者とする。

#### イ 審査方法

##### (ア) 一次審査（書類審査）

- ・提出のあった企画書について書類審査を行う。
- ・一次審査の通過者は5者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。
- ・一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

##### (イ) 二次審査（プレゼンテーション審査）

- ・一次審査を通過した企画提案者に対し、プレゼンテーション審査を実施する。
- ・出席者は総括責任者を含む3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、1者あたり約20分（提案説明10分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。
- ・1者の場合には、最低評価基準点（総得点の6割）を越えていれば、契約候補者として選定する。
- ・実施委員会による採点と同点の場合には、評価項目1～3の合計点の得点が高い方を上位とし、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。

##### (ウ) 審査結果

- ・契約候補者の決定後、速やかに企画提案者全員に文書で通知する。

## 7 審査基準

審査基準は以下のとおりとし、総合的に判断する。

評価項目		着眼点
1	事業の理解等【20点】	<input type="checkbox"/> 現代の子育て家庭を取り巻いている現状を十分に理解しているか。 <input type="checkbox"/> 上記を踏まえ、子育てサロンの必要性を十分に理解し、親子にとって居心地のよい場所を提供できるよう努めているか。 <input type="checkbox"/> 本サロンの目的に沿った運営方針となっており、対外的に札幌市が子育てに魅力的なまちであることを発信できるよう努めるほか、サロンを体験する契機となることを意識しているか。
2	事業の内容【40点】	<input type="checkbox"/> 事業の内容および実施方法は適切であり、運営体制は十分なものであるか。 <input type="checkbox"/> 運営内容について、独自性があり工夫がなされているか。 <input type="checkbox"/> 広く子育て家庭が関心を持つような周知内容、方法となっているか。 <input type="checkbox"/> 親子が安全に利用できるよう、室内環境の整備に努めているか。 <input type="checkbox"/> 月1回以上実施する子育て及び子育て支援に関するイベントや講座の必要性を充分理解しているか。
3	運営組織の体制【30点】	<input type="checkbox"/> 組織体制が整っており、安定した経営を行えているか。 <input type="checkbox"/> 保育士等の子育てに関する有資格者や、北海道子育て支援員研修等を修了している職員が、継続的に常勤職員として配置される人員体制であるか。 <input type="checkbox"/> あらゆる有事を想定し、適切な対応や連絡体制を整えているか。 <input type="checkbox"/> 子育ての分野に関わらず、社会福祉に理解があり、これに資する活動を行っているか。
4	事業の実績【10点】	<input type="checkbox"/> 子育てサロンの運営業務に関する実績は十分であるか。

## 8 契約について

### (1) 事業費

23,968,000円を上限とする。

- (2) 契約は、選定された契約候補者と本市の間で契約内容詳細を協議のうえ、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、予算の範囲内で役務契約を締結することを原則とする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容をもって、そのまま契約するとは限らない。

(3) また、契約候補者との協議が不調に終わった場合は、次点とされた団体と協議を行うこととし、(2)と同様に、契約を締結することとする。

**【本件に関する問い合わせ・書類の提出先】**

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援推進担当課 栗橋

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館 3階

電話 011-211-2997

電子メールアドレス [g.kosodate-suishin@city.sapporo.jp](mailto:g.kosodate-suishin@city.sapporo.jp)